

令和 5 年 第 7 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 10 日

柳川市農業委員会

## 第 7 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 7 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 42 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 15名 欠席者 4名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第32号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第33号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第34号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第35号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第36号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農業用施設への転用届出書について

3. 農地改良行為届出書について

その他

農業委員

出席委員（15名）

2番 亀崎 忠治  
5番 古賀 勝次  
7番 大淵 秀樹  
9番 藤木 邦彦  
11番 松藤 政義  
13番 松藤 和彦  
16番 園田 清美  
19番 山田 善治

4番 吉丸 隆吉  
6番 椛島 練二  
8番 三小田 由勝  
10番 田中 満義  
12番 松藤 一利  
15番 河口 隆光  
17番 阿志賀 一喜

欠席委員（4名）

1番 高田 一利  
14番 島添 茂樹

3番 山田 英行  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

推進委員

出席委員（18名）

龍 繁 樹  
藤木 二三男  
椛島 一晴  
古賀 宏義  
櫻木 利和  
高口 勇晴  
浦 幸之助  
原 壽利  
吉開 健

藤吉利 広  
亀崎 壽満  
梅崎 直祝  
野口 秀一  
米田 秀俊  
松藤 稔  
鶴田 信行  
三浦 榮一  
江口 克子

欠席委員（1名）

平川 貴大

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第7回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願いいたします。

### ○議長（山田善治君）

皆様こんにちは。線状降水帯という新しい言葉が定着して、その予想どおりに大雨の量がもう昔とは考えられないように増えております。「雷が鳴ると、梅雨が明けるばい」と言われていましたが、今日、雷が鳴って、もう明けるといいけどと思います。

本日の出席委員は15名、定足数であります。また、18名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第7回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

### ○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

議案書を御覧ください。

---

令和5年

## 第7回柳川市農業委員会総会議案

### 議案第32号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議案第33号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議案第34号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議案第35号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

### 議案第36号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農業用施設への転用届出書について
3. 農地改良行為届出書について

その他

令和5年7月10日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

---

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第32号から議案第36号までの5件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、2番亀崎忠治委員、17番阿志賀一喜委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を準用し、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

---

議案第32号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積9,952平米、外1筆、合計1万1,036

平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

**○事務局次長（平河郁夫君）**

それでは、第3条の申請番号1番について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は10アールで〇〇円。

申請番号1番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**○議長（山田善治君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第32号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（山田善治君）**

賛成全員であります。よって、議案第32号、申請番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

**○議長（山田善治君）**

続きまして、申請番号2番から10番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局職員（田中道博君）**

それでは、議案書の2ページの申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積208平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,289平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積464平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,166平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積146平米。農舎。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,869平米。自作。譲受人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,869平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

4ページを御覧ください。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積43平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積484平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

#### ○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第3条の申請番号2番から10番について補足説明を行います。

申請番号2番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆〇〇円。



申請番号6番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は10アールで〇〇円。

申請番号7番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号8番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号9番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号10番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号2番から10番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**○議長（山田善治君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第32号、申請番号2番から10番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（山田善治君）**

賛成全員であります。よって、議案第32号、申請番号2番から10番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしま

す。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第33号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので、承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積107平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅（敷地拡張）。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積200平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅及び工場（敷地拡張）。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積189平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅（敷地拡張）。

**○事務局次長（平河郁夫君）**

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が、自己用居住敷地拡張のための申請です。

申請番号2番は、〇〇が、自己用住宅及び工場の敷地拡張のための申請です。

申請番号3番は、〇〇が、自己用住宅敷地拡張のための申請です。

次に、農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番から3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は、原則、転用不許可ですが、既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、いずれも転用目的には問題ないと判断します。

以上です。

**○議長（山田善治君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第33号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第33号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

---

議案第34号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましても、別紙申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積505平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、海苔網干場資材置場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積228平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目、畑、面積140平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸駐車場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積698平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,089平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場・駐車場。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目、畑、面積71平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

#### ○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、海苔網干場・資材置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、業務用職員駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、貸駐車場建設のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、共同住宅1棟12戸建設のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇千円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が、資材置場・駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、借受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は父から子への使用貸借。

次に、農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番から3番の農地区分は、市街地に隣接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番から6番の農地区分は、用途地域内の第1種居住地域の農地のため、第3種

農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第34号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第34号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第35号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

議案第35号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積32平米、外3筆。申出人、〇〇。理

由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,626平米、外1筆。申出人、〇〇。

理由、離農のため。

以上です。

**○議長（山田善治君）**

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は昭代地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

お諮りいたします。議案第35号 申請番号第1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、申請番号2番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの5名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（山田善治君）**

賛成全員であります。よって、議案第35号については、先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第36号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

**○事務局職員（田中道博君）**

---

議案第36号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、まず初めに、A4サイズ1枚ものの別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和5年7月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積2万8,560平米、筆数11筆。売り手7名、買い手4名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,150平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年7月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、〇〇、外8件です。

続きまして、A4サイズ1枚、A3サイズ1枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の1、利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和5年7月11日。

1、利用権設定関係（存続期間変更）

こちらにつきましては、年数と筆数のみを読み上げていきます。

変更後存続期間、年数10年。筆数1筆。

変更後存続期間、年数20年、筆数3筆となっております。

詳細につきましては別紙A3サイズの4筆分となります。後ほど各自でお読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第36号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第36号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和5年5月29日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,363平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（残存小作地）外4件です。

続きまして、9ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地改良行為届出書について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

---



受理番号1番、受理月日、令和5年5月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,432平米のうち200平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、イチゴ。備考、盛土高30センチ。

受理番号2番、受理月日、令和5年5月30日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積289平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画（予定作物）、ジャガイモ、タマネギ。備考、盛土高50センチ。

すみません、報告2の受理番号1番の備考の欄に、所有者、〇〇（自作）とありますがけれども、こちらが所有者が〇〇の分で、各自修正をお願いいたします。所有者は〇〇ではなくて、〇〇になっております。失礼しました。

続きまして、

---

報 告

### 3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和5年6月5日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積470平米のうち199平米。届出者、〇〇。耕作面積、5,793平米。備考、農業用倉庫。

報告は以上です。

### ○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告が全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項について4点申し上げます。

まず1点目の、先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんのほうには後ほど内容をお伝えいたしますので、よろしく願いいたします。

それから2点目は、次回8月の総会の日時でございます。次回8月の総会を8月10日木曜日午後2時からこちらで開催しますので、よろしく願いいたします。

それから3点目が、議案書と一緒に資料を同封してお送りしておったかと思いますが、お

手元大丈夫でしょうか。カラー刷りの横型の資料でございます。

こちらを簡単に御説明させていただきますと、従来、人・農地プランというのをお聞きになられたことがあるかというふうに思います。国の制度改正等が行われまして、令和5年度と令和6年度の2か年をかけて、人・農地プランに代わる地域計画というのを策定していくことになっております。どういったものかといいますと、各地域、例えば、柳川でいきますなら、JAの支所さん単位で、農地の耕作がどのように、耕作者の方が、どこどこ農事組合法人とか個人の担い手の方たちとか、そういったものでまず現状を色分けいたしまして、それを10年後を見据えて、例えば、農地が点在してちょっと耕作されてあるような場合は、なるべく同じ付近に集まっていくようなイメージの地図を作っていくというふうな内容のものでございます。これに関しては、当然、市で策定していくことになりますので、既に令和5年度に入りまして、関係機関、市のほうでいきますと、農政課、農業委員会事務局、それとJAさんとか、普及指導センターとか、一応、関係機関で会議を持って、これの策定に向けて、今、動き出しております。

今後ですけれども、場面によっては、委員の皆さんに会議への出席とかを御依頼、お願いをしていくこともあるかと思っておりますので、今日の段階では、こういったものが2か年かけて策定をしていかなければいけないという、まず認識をしていただいて、また御協力をお願いするときには、呼びかけをさせていただきたいと思っておりますので、こういったものが今後進められていくということを御認識いただければと思っております。

それから、最後4点目でございます。御承知かと思っておりますけれども、委員の皆さんの任期が今年度末、年が明けまして3月21日で3年間の任期満了ということになっております。それで、前回もだったんですけれども、一応、9月上旬から1か月間、募集期間を取っていきたいというふうに今考えております。それで、今年度は委員の改選時期ということをお認めいただいて、一応、来月8月の総会の際に募集の内容をお示しできるかと思っておりますので、また来月8月の総会で、資料をお出ししておつなぎしていきたいと思っております。

なお、3年前と大きく流れは変わっておりませんので、また次回、8月の総会で説明をさせていただきますと思います。

連絡事項は以上でございます。

#### ○議長（山田善治君）

これをもって、令和5年第7回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 2 時42分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年7月10日

柳川市農業委員会会長 山田善治

会議録署名委員 亀崎忠治

〃 阿志賀一喜